

株主各位

東京都港区虎ノ門三丁目8番21号
グレイステクノロジー株式会社
代表取締役 松村 幸治

第17回 定時株主総会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月28日（水曜日）午後18時30分までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日） 午前10時
（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
虎ノ門ツインビルディング 西棟会議室
3. 株主総会の目的事項
報 告 事 項： 第17期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
事業報告および計算書類の内容報告の件
決 議 事 項：
第1号議案： 剰余金処分の件
第2号議案： 取締役の報酬額改定の件
第3号議案： 監査役の報酬額改定の件

以上

※当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.g-race.com/ir/index.html>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

平成28年4月1日から

平成29年3月31日まで

1. 当会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、中国をはじめとする新興国の景気減速に加え、英国のEU離脱決定や米国の新政権への移行等を起因とする金融市場や為替の不安定な動き、さらには石油の中東減産合意による原油価格の上昇などによって、先行き不透明な状況が続いており、国内大手メーカーでは業務効率化・コスト削減の対象として、これまで重要視してこなかったマニュアルに対する関心が高まり、当社が提供するマニュアル制作の高効率化を実現するサービスへの需要も高まっております。

このような経済環境のなか、国内大手メーカーを中心とする既存顧客に対する営業活動の深耕に取り組みました。特に既存マニュアルへの改善提案、コンテンツのデータベース化、効率的な流用への取り組みをはじめとしたクラウド型マニュアルマネジメントシステム（MMS）であるe-manualの導入促進を積極的に行いました。

以上の結果、当事業年度における業績は、売上高1,010百万円（前年同期比39.1%増）、経常利益294百万円（同123.7%増）、当期純利益196百万円（同72.0%増）となりました。

当事業年度の業績をセグメント別に示すと、次のとおりであります。

① MMS事業

MMS事業においては、上記のとおり、重点顧客へ積極的な営業活動を実施し、e-manual導入企業でのe-manual利用案件が増加した結果、売上高523百万円（前年同期比130.0%増）、セグメント利益286百万円（同218.7%増）となりました。

② MOS事業

MOS事業においては、重点顧客への積極的な是正提案等、競合他社との差別化を進めた結果、売上高487百万円（前年同期比2.3%減）、セグメント利益219百万円（同5.0%増）となりました。

事業区分	第16期 (平成28年3月期)		第17期 (平成29年3月期)		前年同期比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
MMS事業	227,804千円	31.4%	523,864千円	51.8%	296,059千円	130.0%
MOS事業	498,668千円	68.6%	487,018千円	48.2%	△11,649千円	△2.3%
合計	726,473千円	100.0%	1,010,883千円	100.0%	284,409千円	39.1%

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資は、「e-manual」の機能向上のための設備投資を実施し、設備投資総額は23,394千円となりました。

(3) 資金調達の状況

当社は、平成28年12月21日に東京証券取引所マザーズ市場への株式上場に伴い、公募による自己株式の処分により153,600株を処分し及び第三者割当増資（オーバーアロットメント）により36,500株の新株式を発行し、542,165千円の資金調達を行いました。また、設備投資等を目的として、金融機関から150,000千円の借入れを行い、50,000千円の社債を発行しました。

一方で、金融機関からの借入金の期限前弁済等を実施したこと等により、243,598千円の借入金を返済しております。

(4) 対処すべき課題

当社は、「世界一の“わかる”を創り出す企業」を目指すという経営目標を掲げ、今後も持続的に成長して企業価値を高めるために、以下の課題を認識しており、迅速に対処してまいります。

① 売上拡大・収益基盤の強化

当社は、技術マニュアルの制作、技術翻訳及びクラウド上で技術マニュアルを制作・管理する「e-manual」のサービスによる収益を中心として、継続的かつ安定的な利益の確保を確実なものにするための収益基盤を強化していくことが課題であると認識しております。

当社では、用語集・スタイルガイドに沿った技術マニュアルの制作及び技術翻訳について、「ISO9001」に準拠した厳格な品質管理体制を徹底的に整備・運用しております。今後は更なる品質向上を目指して厳格な品質保証体制として、定期的なISOの監査だけでなく、社内においても品質管理ミーティングの定期実施、また、全社会議での全従業員への品質強化の意義づけを行い、サービス品質保証の強化を実現させ、クライアントの満足度向上と大手企業を中心とした重点顧客の定着化に取り組んでまいります。

② 営業力の強化

当社は、「e-manual」のマーケティング戦略を強化し、グローバルに新規顧客開拓を行うため、展示会等への出展や販売代理店の拡充等の施策を進めるとともに、コンサルティング型営業により積極的な提案を行う営業力を強化してまいります。

また、「e-manual」の販売体制の再構築の一環として、販売力のある販売代理店との連携を通じて販売体制の強化に取り組んでまいります。

③ 「e-manual」の安定稼働及びセキュリティの強化

当社は、クラウドサービスを提供しているため、サービス提供にかかる「e-manual」の安定稼働及びセキュリティ管理が課題となります。

この課題に対応するため、今後サービス利用者が増加した場合も環境の変化に対応した保守管理体制を構築することによって、「e-manual」の安定稼働及び高いセキュリティが維持できるように努めてまいります。

④ 優秀な人材の確保と育成

当社は、継続的に付加価値の高いサービスを提供するためには、当社の「すべてのユーザーに対して、「高品質で」「理解しやすく」「正確な」マニュアルを中心としたドキュメンテーションを提供する」という企業理念を十分に理解し、主体的に課題解決を行うことのできる人材の採用と継続的な育成が重要な課題であると認識しております。

特に、マニュアル制作及び技術翻訳に不可欠な良質の社外の専門スタッフを事業規模の拡大に合わせて適時に確保するため、随時募集活動を行っている他、選抜試験の実施・育成や表彰制度の実施等に取り組んでおります。一方、従業員についてはインターネット、就活イベント等による人材募集活動を行う他、研修制度の充実や人材育成に積極的に取り組んでおります。

⑤ 経営管理体制の強化

当社は、事業規模を拡大すると同時に企業価値を継続的に高めていくためには、継続的な経営管理体制、コーポレート・ガバナンスの更なる強化に取り組んでいくことも必要であると考えております。組織が健全かつ有効、効率的に運営されるように、社内規則や業務マニュアルの整備、定期的な社内教育の実施等を通じて業務の効率化とコンプライアンスの徹底を図るとともに、外部の監査法人による監査の他、監査役による監査や定期的な内部監査の実施等により実効性を確保してまいります。

⑥ 株主との対話

当社は、株主の皆様との対話を通じた企業価値の向上を目指しており、株主の皆様へ有益な企業情報の発信、適切なディスクロージャーやIR活動を積極的に推進していく方針です。この対話を通じて、経営方針や経営戦略についてもよりわかりやすい説明を目指し、株主の皆様と当社との建設的な関係を築いていきたいと考えております。こうした方針を前提に、株主還元の内容や趣旨説明についても経営の最重要課題の一つとして認識しており、将来の事業展開と経営基盤の強化のために必要な内部留保は残しつつ、充実した株主還元を行うことが重要であると考えております。

(5) 財産および損益の状況の推移

区分	第14期 平成26年3月期	第15期 平成27年3月期	第16期 平成28年3月期	第17期 平成29年3月期 (当期)
売上高 (千円)	579,511	620,267	726,473	1,010,883
経常利益 (千円)	66,468	100,491	131,576	294,335
当期純利益 (千円)	111,438	109,278	114,431	196,807
1株当たり当期純利益 (円)	36.98	35.29	40.50	51.11
総資産 (千円)	349,687	438,209	491,291	1,273,210
純資産 (千円)	148,053	214,443	126,633	865,605
1株当たり純資産 (円)	△108.19	△81.71	34.98	198.00

(注) 当社は、平成28年9月12日付で普通株式1株につき300株の割合で、また、平成29年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しており、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事業区分	主要な事業の内容
M M S 事業	マニュアルマネジメントシステム「e-manual」の運営・保守サービス ドキュメントの制作・運用・管理に関わるコンサルティングサービス
M O S 事業	マニュアルの翻訳・制作・編集等の受託業務

(8) 主要な営業所および工場

事業所名	所在地
本社	東京都港区虎ノ門三丁目8番21号

(9) 従業員の状況

従業員数	前年同期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
43名	7名増	36.1歳	4.4年

(10) 主要な借入先および借入額

平成29年3月31日現在の借入残高は以下の通りです。

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	45,002千円

(11) その他現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数

普通株式 4,224,000株

(2) 発行済株式の総数

普通株式 1,092,500株

(3) 株主数

普通株式 1,124名

(4) 大株主

株主名	株数(株)	持株比率(%)
松村 幸治	330,900	30.3%
NMC株式会社	210,000	19.2%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	65,500	6.0%
資産管理サービス信託銀行株式会社	61,200	5.6%
MSIP CLIENT SECURITIES	33,500	3.1%
日本証券金融株式会社	32,700	3.0%
BARCLAYS BANK PLC A/C CLIENT SEGREGATED A/C PBC AYMAN CLIENTS	27,700	2.5%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	20,400	1.9%
株式会社SBI証券	12,400	1.1%
BANK JULIUS BAER AND CO., LTD.	10,500	1.0%

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成29年2月13日開催の取締役会において、平成29年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主様の所有する普通株式を1株につき4株の割合をもって、平成29年4月1日付けで株式分割を行うことを決議し、あわせて当社定款を変更いたしました。これにより発行可能株式総数は12,672,000株増加して、16,896,000株、発行済株式総数は3,277,500株増加して4,370,000株となっております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第2回新株予約権
新株予約権の数	73個
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	4人
当社社外取締役	1人
当社監査役	3人
新株予約権の目的である株式の種類及び数 (注) 1	普通株式 21,900株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (注2)	金銭 717円
新株予約権の行使期間	自 平成30年3月15日 至 平成38年2月14日
新株予約権の主な行使条件	<p>(1) 行使条件</p> <p>①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。</p> <p>②新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。</p> <p>(2) その他の条件</p> <p>当社と本新株予約権者との間で締結される「第2回新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、300株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
松村幸治	代表取締役	
飯田智也	取締役	管理部 部長
田邊明子	取締役	制作部 部長
木ノ下俊弘	取締役	営業部 新規営業担当部長
井上晋	取締役	営業部 既存営業担当部長
村田斉	取締役	㈱SEプラス 代表取締役
坂元重治	常勤監査役	
小林冬海	監査役	
尾関真一郎	監査役	

- (注) 1. 取締役村田斉氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 監査役小林冬海氏および尾関真一郎氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
3. 当社は、取締役村田斉氏、監査役小林冬海氏および尾関真一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を結んでいます。

当該契約は、会社法第423条第1項の社外取締役及び監査役の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	人数	報酬等の額	摘要
取締役 (うち社外取締役)	6人 (1人)	73,320千円 (1,200千円)	
監査役 (うち社外監査役)	3人 (2人)	9,900千円 (4,800千円)	
計	9人	83,220千円	

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役 村田 斉

(ア)重要な兼職先と当社との関係

(兼務先)

株式会社SEプラス 代表取締役

当社と兼務先との間には重要な取引その他の関係はありません。

(イ)主要取引先等特定関係事業者との関係

該当する重要な事項はありません。

(ウ)当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回に出席いたしました。
豊富な事業経験に基づく見地から、適宜発言を行っております。

② 監査役 小林 冬海

(ア)重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

(イ)主要取引先等特定関係事業者との関係

該当する重要な事項はありません。

(ウ)当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況および発言状況

当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。豊富な事業経験に基づく見地から、適宜発言を行っております。

③ 監査役 尾関 真一郎

(ア)重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

(イ)主要取引先等特定関係事業者との関係

該当する重要な事項はありません。

(ウ)当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況および発言状況

当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。豊富な事業経験に基づく見地から、適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	12百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、「監査人から引受事務幹事会社への書簡」の作成業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は会計監査人が適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査遂行が困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。取締役会は、監査役会の当該決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任にかかる議案を株主総会に提出します。

(5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務停止 3か月
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
- ・ 業務改善命令 (業務管理体制の改善)

③ 処分理由

- ・ 他社の財務書類の監査において、同監査法人の公認会計士が相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため
- ・ 同監査法人の運営が著しく不当と認められたため

監査役会は、同監査法人が受けた上記処分内容の詳細及び金融庁に提出された業務改善計画の概要や実施状況の説明を定期的を受けております。

その結果、業務改善計画に基づく品質管理体制の再構築及び運用が着実に実施されていること、当社に対する監査業務が適正かつ厳格になされていること等を評価し、今後も同監査法人による継続的な監査を行うことが最善との判断に至っております。

6. 業務の適正を確保するための体制

内部統制の基本方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役は「取締役会規則」等その職務を規律する社内規則に基づいて職務を執行する。取締役が他の取締役の法令および定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役および取締役会に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に対する体制

取締役会議事録その他取締役の職務執行に係る情報は、法令、定款および「文書管理規則」等の社内規則に従い、文書（紙または電磁的媒体）に記録して適切に保管および管理する体制を整える。また、取締役および監査役はこれらの文書を閲覧することができるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規則その他の体制

当社は、専門部署によるシステム管理およびジョブ管理、帳票システムの一元管理により、ジョブに係るモニタリングを常に行い、損失の危険を管理し、損害の拡大を未然に防止し、または損害を最小限に抑える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、「取締役会規則」に基づき機動的に取締役会を開催する。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (i) 使用人は「就業規則」「品質マニュアル」等の社内規則に基づいて職務を執行する。
- (ii) 当社におけるコンプライアンスの推進については、管理部がコンプライアンス体制の整備および維持を図るとともに、日常的なモニタリングを行う。
- (6) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (i) 取締役は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に適時に報告する。監査役は、必要に応じて、取締役および使用人に対して随時報告を求めることができる。
 - (ii) 監査役は、監査役会等を通して定期的に他の監査役と意見交換をすることによって緊密な連携を図る。
 - (iii) 監査役は、取締役会やその他必要と認める会議等に出席し、当社に係る重要な事項についての報告および情報提供を受ける。

内部統制の体制の基本方針の運用状況の概要

(1) 情報の保存及び管理

文書管理規則等の社内規定に基づき取締役会及び重要な会議の議事録作成を行うとともに保存管理の徹底を図っております。記録文書は、取締役、監査役の求めがあれば随時、閲覧提供しております。

(2) 取締役会

定時取締役会（毎月1回開催）においては、会社の経営に関わる重要事項及び重要規則の改定について付議され、決議しております。会社の重要事項は社内規則に則り決定し、その内容は翌月の取締役会において取締役及び監査役に報告しております。

(3) 内部監査の実施について

内部監査室（平成29年3月31日以前は内部監査担当）にて、内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役へ報告しております。

(4) 監査役職務執行について

取締役会には監査役全員が、重要な会議には常勤監査役が出席し、業務執行状況を確認しております。また、代表取締役及び内部監査室並びに会計監査人と定期的な意見交換も実施いたしました。

以上

貸借対照表

(平成29年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,241,285	流動負債	242,501
現金及び預金	1,055,119	買掛金	60,817
受取手形	1,280	1年内償還予定の社債	30,000
売掛金	136,847	1年内返済予定長期借入金	9,996
仕掛品	157	リース債務	5,320
前払費用	27,128	未払金	20,849
未収入金	9,713	未払費用	4,461
繰延税金資産	11,228	未払法人税等	71,596
その他	72	未払消費税等	25,326
貸倒引当金	△261	預り金	3,478
		賞与引当金	10,656
固定資産	31,924	固定負債	165,103
有形固定資産	4,561	社債	100,000
建物	3,134	長期借入金	35,006
工具器具備品	412	リース債務	15,742
リース資産	1,014	その他	14,355
無形固定資産	21,630	負債合計	407,604
特許権	926	純資産の部	
ソフトウェア	20,704	株主資本	865,253
投資その他の資産	5,731	資本金	62,049
出資金	100	資本剰余金	325,407
長期前払費用	1,924	資本準備金	53,998
その他	3,707	その他資本剰余金	271,408
		利益剰余金	477,797
		利益準備金	1,949
		その他利益剰余金	475,848
		繰越利益剰余金	475,848
		新株予約権	352
		純資産合計	865,605
資産合計	1,273,210	負債・純資産合計	1,273,210

損益計算書

平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,010,883
売上原価		284,119
売上総利益		726,763
販売費及び一般管理費		426,240
営業利益		300,523
営業外収益		
受取利息	7	
受取配当金	2	9
営業外費用		
支払利息	3,086	
社債利息	624	
売上債権売却損	790	
社債発行費	1,129	
その他	566	6,196
経常利益		294,335
税引前当期純利益		294,335
法人税、住民税及び事業税	71,597	
法人税等調整額	25,930	97,528
当期純利益		196,807

株主資本等変動計算書

平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計
当期首残高	10,000	1,949	12,541	14,490	1,949	279,040	280,990
当期変動額							
新株の発行	52,049	52,049		52,049			
当期純利益						196,807	196,807
自己株式の処分			258,867	258,867			
当期変動額合計	52,049	52,049	258,867	310,916	—	196,807	196,807
当期末残高	62,049	53,998	271,408	325,407	1,949	475,848	477,797

(単位：千円)

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△179,200	126,281	352	126,633
当期変動額				
新株の発行		104,098		104,098
当期純利益		196,807		196,807
自己株式の処分	179,200	438,067		438,067
当期変動額合計	179,200	738,972	—	738,972
当期末残高	—	865,253	352	865,605

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準および評価方法

仕掛品

個別法による原価法を採用しております。(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物 10～15年

工具器具備品 4～8年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費については、支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

- (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

法人税法の改正に従い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、財務諸表への影響額はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額……………	9,470千円
---------------------	---------

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類および総数に関する事項
普通株式 1,092,500株

(2) 当該事業年度の末日における自己株式の数
該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

平成29年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しています。

① 配当の総額	54,625千円
② 1株あたりの配当額	50円
③ 基準日	平成29年3月31日
④ 効力発生日	平成29年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しています。また、1株当たり配当額50円のうち、15円は上場記念配当額であります。

(4) 当該事業年度の末日における当該株式会社が発行している新株予約権（行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の数
普通株式 26,400株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生主な原因は、未払事業税や賞与引当金の否認等であります。なお、敷金償却の否認から発生する繰延税金資産（2,230千円）は、評価性引当額により控除しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、原則として安全性の高い預金等の元本保証・確定利回りの金融商品で余資運用し、デリバティブを含む投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については運転資金および少額の設備投資資金に関して、自己資金で賄うことを原則とし、その他多額の資金を要する投資等については、主に銀行など金融機関からの借入により調達する方針であります。

② 金融商品の内容およびそのリスク

受取手形、売掛金および未収入金は、顧客等の信用リスクに晒されており
ます。

金銭債務である買掛金および未払金は、1年以内の支払期日であり、これら
の金銭債務は流動性リスクに晒されています。

借入金は、金融機関から資金調達しており、当社に対する取引姿勢の変化等
により、資金調達が制約される流動性リスクに晒されています。また、長期
借入金の全て、及び社債のうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスク
に晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(イ)信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規則に従い、営業部門が取引先の状況を定
期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、
財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(ロ)市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金の支払金利の変動リスクに対しては、金融機関より情報を収集し、
定期的に借入先および契約内容の見直しを実施しております。

(ハ)資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリス
ク）の管理

当社の資金需要に関する情報および資金繰り状況の的確な把握を行うとと
もに、取引金融機関との関係強化に努め、資金調達手段の多様化を図って
おります。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合
には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては
変動価格を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、
当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれてはおりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,055,119	1,055,119	—
(2) 受取手形	1,280	1,280	—
(3) 売掛金	136,847	136,847	—
(4) 未収入金	9,713	9,713	—
資産計	1,202,960	1,202,960	—
(1) 買掛金	60,817	60,817	—
(2) 未払金	20,849	20,849	—
(3) 社債 (※1)	130,000	130,116	116
(4) 長期借入金 (※1)	45,002	45,002	—
負債計	256,668	256,784	116

※1 1年以内償還の社債および1年内返済予定の長期借入金は、それぞれ社債および長期借入金に含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金および(4) 未収入金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金および(2) 未払金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

時価については、元利金の合計額を同様の新規社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっております。なお、変動金利によるものは一定期間ごとに金利の更改が行われているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金は、変動金利によるもので、一定期間ごとに金利の更改が行われているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金および預金	1,055,119	—	—	—
受取手形	1,280	—	—	—
売掛金	136,847	—	—	—
未収入金	9,713	—	—	—
合計	1,202,960	—	—	—

(注3) 社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
社債	30,000	30,000	30,000	30,000	10,000	—
長期借入金	9,996	9,996	9,996	9,996	5,018	—
合計	39,996	39,996	39,996	39,996	15,018	—

7. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 198円00銭
(2) 1株当たり当期純利益 51円11銭

(注) 当社は、平成29年4月1日付けで普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しており、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

募集新株予約権（有償ストックオプション）の発行

当社は、平成29年5月9日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役、監査役及び従業員に対し、下記の通り新株予約権を発行することを決議しました。

（新株予約権の発行要項）

1. 新株予約権の数

1,000個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総

数は、当社普通株式100,000株とし、下記3.(1)により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個当たりの発行価額は4,154円とする。

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の算定を第三者算定機関である株式会社Stewart McLaren（住所：東京都港区東麻布一丁目15番6号）に依頼した。当該算定機関は、価格算定に使用する算定手法の決定に当たって、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や有限差分法を用いた格子モデルといった他の算定手法との比較及び検討を実施したうえで、発行要項に定められた本新株予約権の行使の条件（業績条件）を適切に算定結果に反映できる算定手法として、一般的な算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算法を用いて本新株予約権の算定を実施した。

汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算法は、新株予約権の原資産である株式の価格が汎用ブラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる標準正規乱数を繰り返し発生させると同時に、将来の業績の確率分布を基に異なる標準正規乱数を繰り返し発生させ、本新株予約権の行使の条件である業績条件の達成確率を算出し、その結果を考慮した将来の株式の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路上での本新株予約権権利行使から発生するペイオフの現在価値を求め、これらの平均値から理論的な価格を得る手法である。

当該算定機関は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社終値3,805円/株、株価変動率27.54%（年率）、配当利率0.92%（年率）、安全資産利子率-0.17%（年率）や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額3,805円/株、満期までの期間3.15年、行使の条件）に基づいて、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算法を用いて、本新株予約権の算定を実施した。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が算定に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、本新株予約権の価格の算定を一般的に用いられている算定手法を用いて行っていることから、当該算定機関の算定結果を参考に、当社においても検討した結果、本件払込金額と本件算定価額は同額であり、特に有利な金額には該当しないと判断したことから決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金3,805円（本新株予約権の発行決議日の前日（取引が成立していない日を除く）における〈東京証券取引所マザーズ市場〉における当社株式普通取引の終値）とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成30年7月1日から平成32年6月30日（但し、平成32年6月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、

その端数を切り上げるものとする。

- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権を保有する新株予約権者（以下、「本新株予約権者」という。）は、当社が金融商品取引法に基づき提出した平成30年3月期の当社有価証券報告書における監査済の損益計算書（非連結）に記載される売上高及び営業利益が次の各号に定める全ての条件を達成している場合のみ本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

（ア）平成30年3月期の売上高が1,300百万円を超過していること

（イ）平成30年3月期の営業利益が400百万円を超過していること

- ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

平成29年5月26日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記3.（1）に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.（2）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.（3）に従って決定される当該新

株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5.に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 申込期日

平成29年5月24日

9. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成29年5月26日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役、監査役及び従業員 53名 1,000個

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月18日

グレイステクノロジー株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 斉藤 浩史 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 加藤 敦貞 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、グレイステクノロジー株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検査することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法並びにその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役会規則に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月19日

グレイステクノロジー株式会社 監査役会

常勤監査役	坂元重治	印
監査役(社外監査役)	小林冬海	印
監査役(社外監査役)	尾関真一郎	印

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして認識しており、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案して、株主の皆様へ利益還元を図ることを基本方針としております。

第17期の期末配当につきましては、平成28年12月21日に東京証券取引所マザーズ市場へ上場することができましたことから、記念配当を加え、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金50円（うち、普通配当35円、記念配当15円）といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は54,625,000円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成27年6月29日開催の第15回定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、今回報酬設計の柔軟性を高めるために、取締役の報酬額を改定させていただきたいと存じます。

取締役の報酬額については、年額200百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分は含まないものといたします。

現在、取締役は6名（うち、社外取締役1名）でございます。

第3号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、平成13年6月20日開催の第1回定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、今回報酬設計の柔軟性を高めるために、監査役の報酬額を改定させていただきたいと存じます。

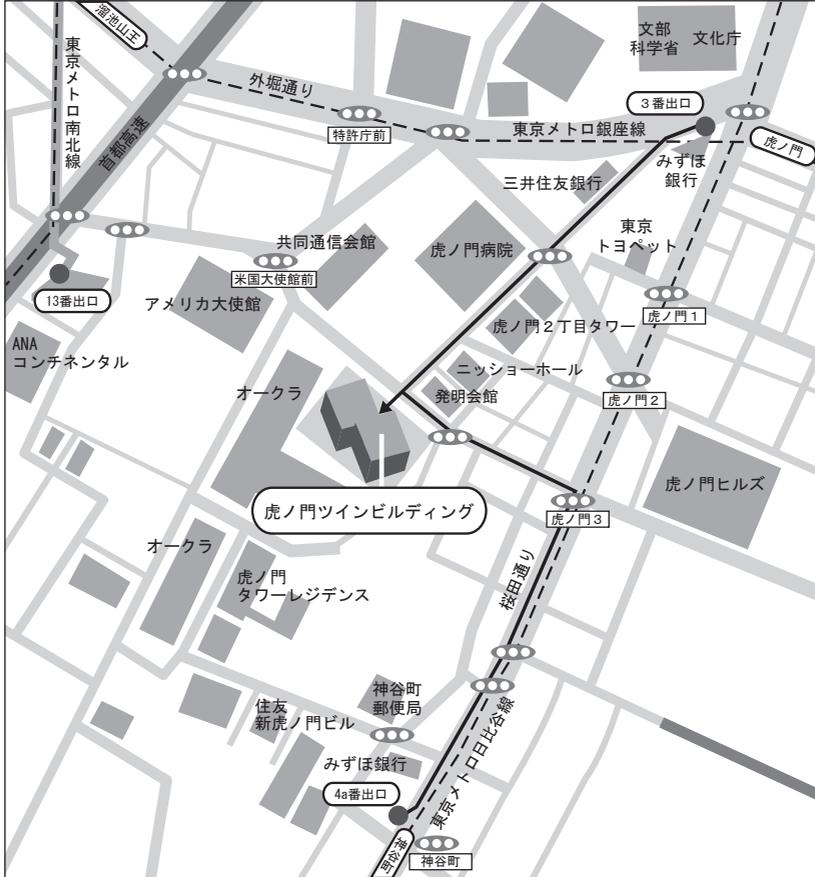
監査役の報酬額については、年額200百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。

現在、監査役は3名（うち、社外監査役2名）でございます。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
虎ノ門ツインビルディング 西棟会議室



交通手段

東京メトロ銀座線 「虎ノ門」駅 徒歩6分

東京メトロ日比谷線 「神谷町」駅 徒歩7分

- ※ 駐車場・駐輪場のご用意はしておりませんので、お車等でのご来場はご遠慮ください
ますようお願い申し上げます。
- ※ お土産のご用意はございませんので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。